川越市みよしの支援センター条例の一部を改正する等の条例新旧対照

改正案	現行
第１条　川越市みよしの支援センター条例の一部改正	
（定員） 第２条　センターの定員は、５０人とする。	（定員） 第２条　センターの定員は、４５人とする。
（利用者の範囲） 第３条　センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	（利用者の範囲） 第３条　センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　略	(1)　略
(2)　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第１項に規定する本市が行う措置に係る者	
(3)　身体障害者福祉法第１８条第１項に規定する本市以外の者が行う措置に係る者で同項の規定による委託について市長が承認したもの	
(4)　知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 に規定する本市が行う措置に係る者	(2)　知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 に規定する本市が行う措置に係る者
(5)　知的障害者福祉法第 15 条の 4 に規定する本市以外の者が行う措置に係る者で同条の規定による委託について市長が承認したもの	(3)　知的障害者福祉法第 15 条の 4 に規定する本市以外の者が行う措置に係る者で同条の規定による委託について市長が承認したもの
第２条　川越市職業センター条例の廃止	
○川越市職業センター条例 昭和５７年３月３０日 条例第１２号 改正　平成１５年３月１８日条例第１６号 平成１８年９月２５日条例第３０号 平成２３年１２月１６日条例第２０号 平成２５年３月２６日条例第６号	○川越市職業センター条例 昭和５７年３月３０日 条例第１２号 改正　平成１５年３月１８日条例第１６号 平成１８年９月２５日条例第３０号 平成２３年１２月１６日条例第２０号 平成２５年３月２６日条例第６号

令和５年３月２２日条例第３号
令和７年９月２９日条例第３１号
廃止　令和８年　　月　　日条例第　　号

第１条～第７条　略

令和５年３月２２日条例第３号
令和７年９月２９日条例第３１号

第１条～第７条　略